

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	2030ロードマップの基本的な考え方について	企画政策課
2	デジタル化によるまちづくりの推進について	
3	令和2年歳末火災特別警戒市長巡視について	小田原消防署 消 防 課

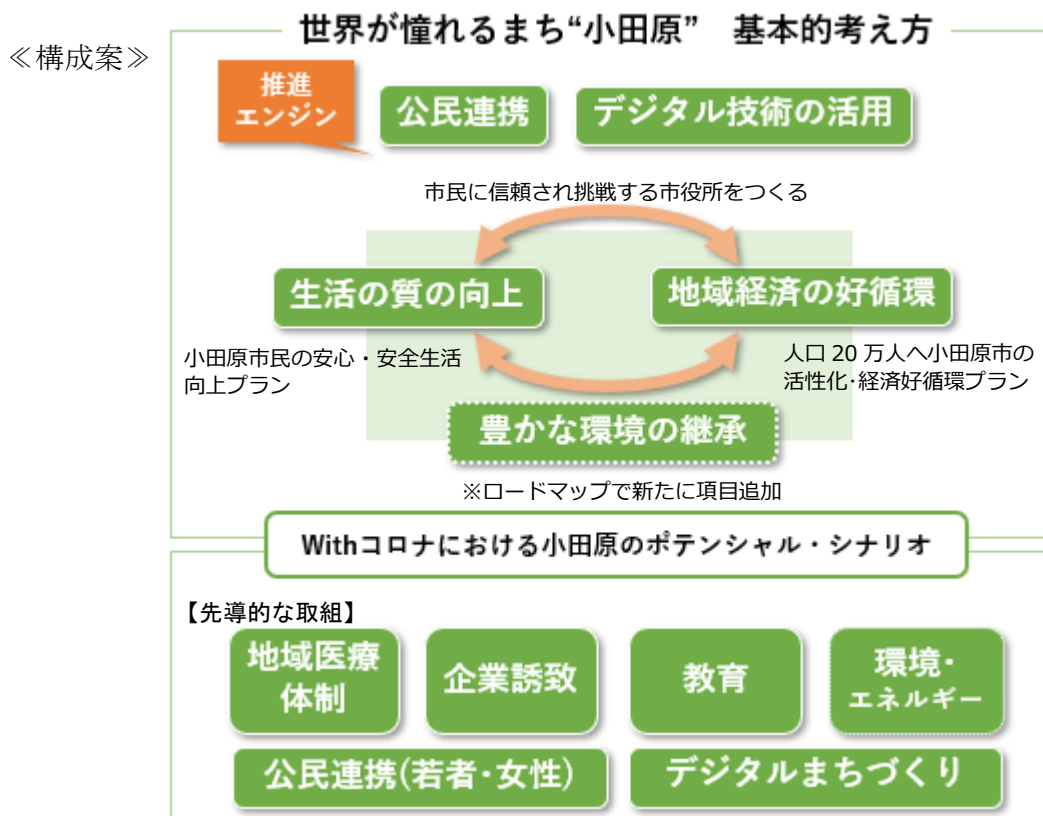
令和2年11月9日

2030 ロードマップの基本的な考え方について

1 2030 ロードマップについて

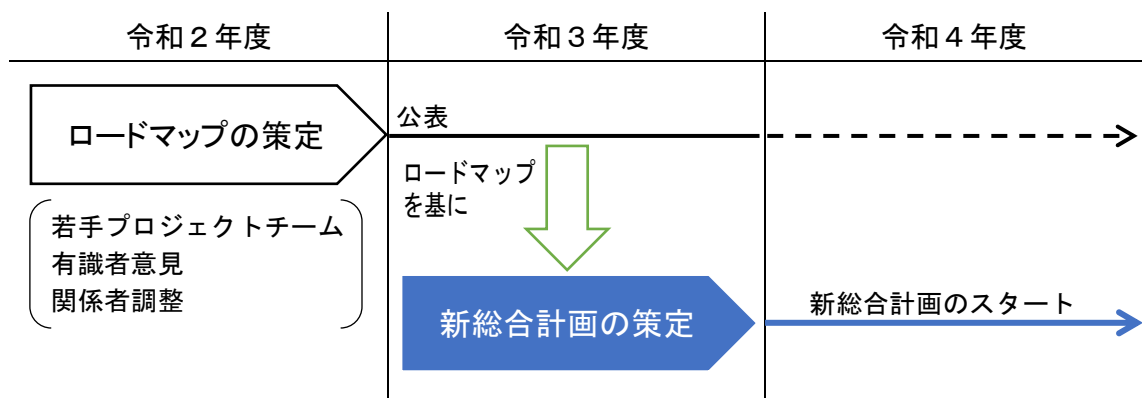
2030 ロードマップは、将来像として掲げる「世界が憧れるまち“小田原”」の基本的な考え方や先導的な取組などを2030年に向けた工程表として示すものである。

基本的な考え方は、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の両輪に暮らしの土台となる「豊かな環境の継承」を加えた3つの柱を立て、公民連携とデジタル技術の活用をエンジンに推進していく。また、コロナ禍の状況も踏まえつつ、6つの先導領域として、「地域医療体制」、「企業誘致」、「教育」、「環境・エネルギー」、「公民連携（若者・女性）」、「デジタルまちづくり」を想定し、2030年に向けた取組を具体的に示していく。



2 総合計画の取扱い

第5次小田原市総合計画の計画期間を1年前倒し、令和4年度（2022年度）を初年度とした新総合計画を、令和2年度（2020年度）に策定する2030ロードマップを基にして令和3年度（2021年度）に策定する。



デジタル化によるまちづくりの推進について

1 背景

(1) 国

- ・「デジタル・ガバメント実行計画」の実行

令和元年（2019年）12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」を実行することで、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、デジタルガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体のデジタル化を推進する。

- ・「スーパーシティ構想」の実現

令和2年（2020年）5月、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」、いわゆる「スーパーシティ法案」が国会で成立した。同法は、政府が推進する「スーパーシティ構想」を実現するため、AI（人工知能）やビッグデータなどの最先端の技術を活用して、規制改革に取り組みながら複数の分野でスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験を行うことで、未来の暮らしを先行実現しようとするものである（別紙参照）。

- ・「デジタル庁」設置の動き

省庁の枠を超えて、社会全体のデジタル化を推進することにより、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、令和3年（2021年）秋の「デジタル庁」設置に向けて動き出している。

(2) 小田原市

- ・「小田原市ICT推進プログラム」（令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで）

総合計画第5次実施計画の計画期間に位置付けた、ICT技術を活用する事業を集約している。

2 基本的な考え方

本市はこれまで、デジタル化に関して行政内部を中心に取組を進めてきた。今後は、未来に向けて市民の暮らしがより一層便利で快適なものとなるよう、市を挙げて『デジタル化によるまちづくりの推進』に取り組む。

3 デジタル化によるまちづくりの方針（素案）

デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力のあるまちづくりを推進することで、豊かな未来社会を実現するため、「デジタル化によるまちづくりの方針」（素案）について整理・検討を進める（別紙参照）。

なお、具体的な取組内容・時期等については、今後策定する、デジタル化の推進計画に位置付けることとする。

4 推進体制

本市のデジタル化に係る取組を着実に推進していくため、庁内の推進体制として「小田原市デジタル化推進本部」を令和2年（2020年）10月28日に設置するとともに、産学官の推進体制として「（仮称）小田原市デジタル化推進協議会」を立ち上げ、地域の各種団体・地域内外の民間企業・大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との連携を図る（別紙参照）。

5 今後の主な予定

（1）令和2年度（2020年度）

- ・専門的な知識を有する「デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー」を設置して、必要に応じて、デジタル化に関するアドバイスを受ける。
- ・「デジタル化によるまちづくりの方針」（素案）に関して、有識者等からの意見を踏まえ、速やかに確定させるほか、今後のデジタル化に関し、幅広い視点から意見を聴取する。
- ・「（仮称）小田原市デジタル化推進協議会」のキックオフイベントを令和3年（2021年）1月に開催して、デジタル化の取組をPRする。

（2）令和3年度（2021年度）

- ・「デジタル化によるまちづくりの方針」を踏まえ、具体的なデジタル化の推進計画を取りまとめる。

「スーパーシティ」構想について（具体像）



- 以下のような領域（少なくとも5領域以上など）を広くカバーし、**生活全般にまたがる**
①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全
- **2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現する**
- **住民が参画し、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるよう、ネットワークを最大限に利用する**



出典：内閣府地方創生推進事務局
「スーパーシティ」構想について

国の想定スケジュール（予定）

令和2年 12月頃 スーパーシティ公募開始

令和3年2-3月頃 公募締め切り
各応募自治体の評価

春頃 スーパーシティの自治体決定

デジタル化によるまちづくりの方針（素案）

理念

デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力のあるまちづくりを推進することで、豊かな未来社会を実現する

3つの基本方針

I 市民生活の質の向上

ICTやビッグデータの活用によるサービスの効率化や地域における課題解決を進めることで、より一層便利で快適な市民生活の実現を図る。

II デジタル・ガバメントの推進

デジタル技術の活用により行政手続や業務プロセスの改革を進めるとともに、ICT基盤の最適化を図ることで、データ駆動型の自治体運営に向けた環境を整備する。

III 地域活力の向上

多様な主体による緊密な連携・協働によりデジタル化を推進することで地域の魅力を高め、官民の持つデータ基盤を中核に民間活力を地域に呼び込む。

デジタル化に向けた8つの方向性＝おだわらデジタル8（エイト）



ODAWARA DIGITAL EIGHT

めまぐるしく速い時代の潮流の中でも豊かな未来社会を実現するため、小田原市は力強くデジタル化に向けた**8本の柱（MORI）**を放つ！

① 市民生活分野のデジタル化

市民生活に密接に関わる分野のデジタル化を推進することにより利便性の向上を図る。

②

地域課題の解決

デジタル技術を積極的に活用することで、地域が抱える課題の解決を目指す。

③ デジタルデバйд対策

身体的・社会的理由等による情報格差を減らし、全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整える。

④

行政サービスの改革

行政サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化に向けて、各種手続きのオンライン化やワンス・トップサービスの推進等、業務改革を推進する。

⑤ 行政におけるICT基盤の最適化

情報セキュリティを確保しながら、最新の技術動向を取り入れることにより安全性と利便性を両立させたICT基盤の最適化を図る。

⑥

ICT人材の育成・登用

デジタル技術を積極的に施策に反映させるため、技術的視点を持った職員の育成や、専門的な知識を持つ外部人材の登用を図る。

⑦

データ活用環境の構築

より多くのデータを様々な主体が容易に活用できるようにするため、行政が保有する情報のオープンデータ基盤づくりを推進する。

⑧

産学官連携の推進

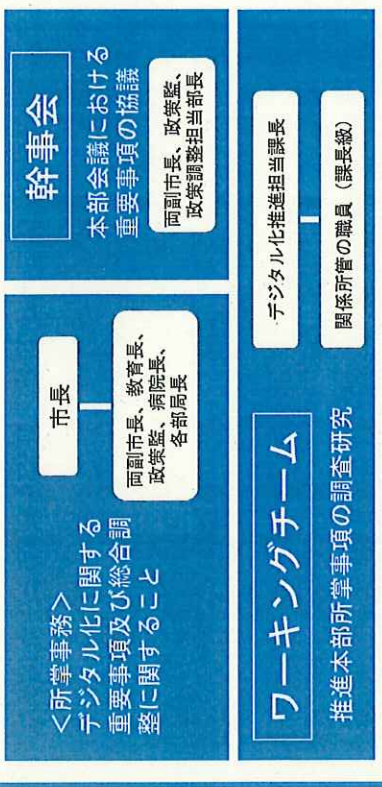
地域の各種団体、市内外の民間企業、大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との協働や県との緊密な連携を図る。

デジタル化によるまちづくりに向けた推進体制について

市内推進体制

デジタル化推進本部

未来に向けて市民の暮らしがより一層便利で快適なものとなるよう、市を挙げてデジタル化によるまちづくりの推進に取り組む。



意見

デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー

関係所管による事業化（主に内部事務）

連携

優遇措置の活用など

国

神奈川県

連携

産学官推進体制

(仮称) デジタル化推進協議会

本市におけるデジタル化によるまちづくりを加速化させるため、地域の各種団体・地域内外の民間企業・大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との連携を図る。

地域が抱える課題解決のため、デジタルの力を最大限に活かしたまちづくりの実現に向けた検討を行う。

市

関係団体

民間企業

大学

ワーキンググループ

※必要に応じて設置

各分野ごとに事業化へ向けた具体的な検討を進める。

事業分野①

事業分野②

事業分野③

※市においては各分野の所管課が参画する。

※産学官推進体制については、固定化されたものではなく、アクションの具体化等により生成（進化）していくイメージ。将来的には法人化することも視野に入れる。

令和2年歳末火災特別警戒市長巡視について

小田原市消防団では、歳末火災特別警戒に際し、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までは、歳末火災特別警戒初日に各分団が鴨宮運動広場等に一堂に集結し、出陣式を実施してきましたが、令和2年（2020年）より市長、消防団長が各分団の指定する場所へ巡視を行う市長巡視に変更し、次のとおり実施するものです。

- 1 **実施日時** 令和2年（2020年）12月26日（土）27日（日）
19時から22時頃まで
- 2 **実施場所** 各分団が指定する場所（分団詰所等）
- 3 **点検者** 市長、消防団長、
（随行者） 鳥海副市長、各副団長、消防長、副消防長、小田原消防署長
- 4 **実施内容**
 - （1）人員報告（分団長⇒消防団長）
 - （2）市長訓示
 - （3）消防団長訓示

5 巡視行程

12月26日（土）19時20分開始	12月27日（日）19時開始
第5分団（根府川） 3班詰所	女性分団（前川） 小田原消防署
第4分団（早川） JA早川支店	第16分団（鴨宮） 下府中集会施設
第6分団（入生田） ふれあい公園	第15分団（飯泉） 1班詰所
第7分団（板橋） 松永記念館	第17分団（酒匂） 詰所
第2分団（南町） 南町分署	第22分団（小竹） JA下中集出荷場
第1分団（浜町） 新玉小学校	第18分団（田島） 4班詰所
第3分団（東町） 詰所	第19分団（千代） 2班詰所
第8分団（寿町） 今井公民館	第20分団（鶴光海） 下曾我駅西側
第9分団（扇町） 足柄第1公園	第21分団（鬼柳） 3班詰所
第11分団（久野） 1班詰所	第14分団（栢山） 小田原百貨店駐車場
第10分団（中町） 寺町公民館	第12分団（堀之内） 1班詰所
	第13分団（北ノ窪） 2班詰所